

○女性防火クラブ員等福祉共済への加入、契約又は共済金請求等に関するQ & A

1 本共済に加入できる者について

Q 1 : 女性防火クラブ等とは、どのような組織をいうのか。

A 1 : 当共済で定める女性防火クラブ等とは、地域における自主防災組織として、家庭での火災予防の知識の修得、地域全体の防火意識の高揚等を目的として組織されており、災害時にはお互いに協力して活動できる体制を整え、安心安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災意識の啓発等、地域の実情や特性に応じた防火活動を行っている女性防火クラブ等のことをいいます。そのような団体に所属している方が当共済に加入できます。ただし、女性消防団員、企業又は団体内における女性消防隊員の方は加入できませんのでご注意ください。

Q 2 : 加入できる者は女性に限定されるのか

A 2 : 契約約款前文（この共済の趣旨及び目的）で、「女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生じる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）に所属する者等」をこの共済の対象者としておりますので、原則的には女性が対象であると考えます。ただし、各組織の規約等において、その組織に所属する者を女性に限定しない旨が明文化された定めがある場合はその規約等をもって事前に日本消防協会に報告し協議して下さい。

Q 3 : 加入できる者の範囲は、年齢 76 歳未満のものとされているが、加入後に 76 歳に達したときはどのように取り扱うのか。

A 3 : 加入手続きを終えた者が加入期間中にその年齢に達した場合は、その加入は当初の加入期間内（3月31日）まで有効として扱うこととします。脱退等の手続きを行う必要はありません。

Q 4 : 本共済に加入できる者は、「加入の前日において健康であるもの。」とされているが、健康であるものとは、どのようなことか。

A 4 : 「健康であるもの」とは、女性防火クラブ等の規約等に定められている女性防火クラブ等の活動に支障のない方のことです。日常的な消防防災活動等とは、現場における活動のみならず、後方支援、広報活動その他事務的な活動も当然に含まれるものと考えています。

2 加入の申し込みと加入の同意の確認（市町村・女性防火クラブ等毎の加入等の手続き）について

Q 1 : 女性防火クラブ等毎の加入申し込みに際して、「女性防火クラブ員等が本共済に加入することに同意している旨確認して申し込まなければなりません」とされている。なぜ、このような手続きが必要であるのか。

A 1 : この女性防火クラブ員等福祉共済は、以前はいわゆる自主共済として、日本消防協会の婦人

消防隊員福祉共済制度規約により、その手続き等を取り決め運営していましたが、「保険業等の一部を改正する法律」(平成 22 年法律第 51 号、平成 23 年 5 月 13 日施行)が成立したことにより、女性防火クラブ員等福祉共済も、この法律の適用を受けて運営しなければならないこととなりました。この法律により女性防火クラブ員等が加入するに際し、加入することに同意している旨の確認をせざるを得ないこととなったものです。

Q 2 : 「ガイドライン『女性防火クラブ員等福祉共済のしおり』を女性防火クラブ等事務所等に掲載し周知する」とあるが、事務所等がなく掲載する場所がない場合、女性防火クラブ員等全員に「重要事項書」を配布し説明しなければならないのか。

A 2 : 事務所等がない場合、例えば消防本部又は消防署等の掲示板等に掲載するなど、何らかの方法で、女性防火クラブ員等が来た場合にこのガイドラインを確認できる状態にしていれば、女性防火クラブ員等全員に「重要事項書」を配布し説明する必要はありません。

Q 3 : 「女性防火クラブ員等福祉共済加入申込書」の「申込者及び加入予定者の代表者(市町村等)」欄の押印について、「女性防火クラブ員等が、本共済への加入に同意する旨は代表者が加入する女性防火クラブ員等を代表して表示することについて、加入する女性防火クラブ員等の合意に基づいて、その代表者が記名押印して下さい。」とあるが、この「代表して表示することについて、加入する女性防火クラブ員等の合意」を別途取り付けなければならないのか。また、その代表者とは、加入する女性防火クラブ員等のうちから選ばなければならないのか。

A 3 : このことについて改めて合意を取り付ける必要はありません。この女性防火クラブ員等福祉共済に加入することについて、このような手続きで行うということも同意して加入申し込みを行うこととしています。また、その代表者とは、市町村長、消防長、消防署長、女性防火クラブ長又は市町村等の女性防火クラブ等事務担当者等のことで、女性防火クラブ等毎の加入申込書には、これまでどおり市町村、女性防火クラブ、消防本部(署)等加入申込み団体の印又は市町村等の女性防火クラブ等事務担当者の印で結構です。

Q 4 : 別紙様式 3 「女性防火クラブ員等福祉共済加入申込書」の記載方法について、例えば各女性防火クラブ長が、女性防火クラブの加入予定者を取りまとめてこの様式 3 で市町村等事務担当者に提出すればよいのか、この場合、別紙様式 3 又は別紙様式 8 などに押印する印は、女性防火クラブ長又は事務担当者等の個人の印でもよいということなのか。

A 4 : この共済は、女性防火クラブ等毎に加入申し込むこととしておりますので、市長村等事務担当者が、全クラブ員分をとりまとめて様式 3 により都道府県消防協会へ提出して下さい。様式 3 又は 8 ほか必要とする箇所に押印する印はこれまでどおりで Q 3 のとおりです。

Q 5 : 提出した「女性防火クラブ員等福祉共済加入申込書」が掛金払い込みとともに日本消防協会で受付確認がなされ、この加入申込書に日本消防協会の受付確認の押印されたものが交付するとあるので、これを加入の証として保管するということがよいか。

A 5 : そのとおりです。「女性防火クラブ員等福祉共済加入申込書」の日本消防協会の受付確認印

を交付することといたします。このことは、申し込まれた女性防火クラブ等においても、加入申し込み及び掛金払い込みが確かに日本消防協会に到達しているかを確認できようにするためのもので、加入の証として大切に保管して下さい。

Q 6 : 消防団員等福祉共済制度と異なり脱退者発生後の加入者の入れ替えができないのはどうしてか。

A 6 : この共済が特定保険業として運営を開始した平成 26 年 4 月 1 日以前は脱退者に替わり他の女性防火クラブ員等を登録すれば、掛金の出入れを行わずに替わりの女性防火クラブ員等を残りの加入期間の加入者と認める（いわゆる加入者の入れ替え）こととしておりました。

この取扱いについては、特定保険業として運営を開始した平成 26 年 4 月 1 日から、退隊又は退会しても加入者の有効期間は当初の加入期間内（3 月 31 日まで）とし、その方の後任として女性防火クラブ員がこの共済に加入する場合は途中加入の場合と同じとし、いわゆる加入者の入れ替えは出来なくなりました。

その理由は、特定保険業としてのこの共済は、平成 26 年 4 月 1 日から保険業法に基づいた運営が求められ、加入者保護等の観点も含めて加入者は個々に掛金を納めた者として整理し、運営することとしたものです。

なお、消防団員等福祉共済において、加入期間中に消防団員の交替があっても認めることとしているのは、市町村等において特別職地方公務員としての消防団員の全員が加入する場合は、一定の条件のもとに、いわゆる団体保険として扱うことができることとしているためです。

3 共済契約申込みの手続き（都道府県消防協会の契約等の手続き）

Q 1 : 都道府県消防協会を団体契約の共済契約者とした理由は何か。市町村等又は女性防火クラブ等を共済契約者とできなかったのか。

A 1 : 都道府県消防協会を団体契約の共済契約者としたのは、保険業法上、まず、女性防火クラブ員等毎の個人契約にしますと加入者個人全員から加入の同意や、加入契約申込書に記名押印が必要となり、また、全員に「共済証書」交付しなければならなくなります。このような個人契約方式とすることは、単年度契約で簡素な手続きにより安価な掛金として成り立っているこの共済は事実上存続できなくなることから、団体契約方式を採用したものです。

また、団体契約の共済契約者を都道府県消防協会としたのは、これまでも女性防火クラブ等毎の加入申込みの取りまとめなど実績があることなどから、この共済を運営する上で最適であると判断したからです。なお、女性防火クラブ等毎の加入の窓口となっているのは、女性防火クラブ、消防本部又は市町村等、都道府県及び市町村毎により種々あることから、団体契約による共済契約者を都道府県消防協会として総務大臣に申請を行い認可を得たものです。

Q 2 : 都道府県消防協会が共済契約者となる。これにより具体的にどのような責任が生じてくるのか。

A 2 : Q 1 のとおり、都道府県消防協会が団体契約方式の団体契約者となりますので、共済契約者としての立場で、加入申込みや掛金の取りまとめなどを行っていただくこととなりますが、それらの事項や責任などを「女性防火クラブ員等福祉共済契約約款」に明文化しております。

Q 3 : 「共済契約申込書」の提出及び掛金の払込期限の猶予期間は 4 月 30 日までとされているが、当協会の場合、県内の市町村等からの加入申込み及び掛金の払込みは、3 月中又は 4 月中とまちまちであり、日本消防協会に対しては、これらをまとめて 4 月 30 日まで申込みということによいか。それとも、各月に加入申込みがあったのは、その月に申し込むこととしたほうがよいか。

A 3 : できるだけ早く、できるだけまとめて申し込んで頂きたいが、申込みが各月に分散された場合、各月毎には申し込んでいただきたい。

その理由は、「女性防火クラブ員等福祉共済加入申込書」に日本消防協会の受付確認印を押印して、女性防火クラブ等に交付しなければなりませんので、市町村等からの加入申込み日から、日本消防協会の受付確認まで、あまり長期間とならないほうが好ましいからです。

また、このことは、10 の Q 1 のように、掛金払込等の猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合の対応も必要となるからです。

Q 4 : 毎年途中加入している場合、保障期間はいつまでか。

A 4 : 当該年度の 3 月 31 日までの期間です。毎年途中加入をした場合、加入期間に入らない空白期間が生じます。その期間に事故により負傷し、又は疾病にかかったとしても、共済金は支給されない場合があります。加入期間の連続性を維持させるため、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを加入期間とするようにお申込み下さい。

4 受取人の順位

Q 1 : 加入者が死亡した場合の受取人について、上位の受取人が受取を辞退した場合、その受取人は次の順位者になると考えてよいか。

A 1 : 共済金の上位の受取人が受取を辞退した場合、その受取人は次の順位者となることはできません。上位の受取人が受取を辞退した場合は、共済金の受取人はいないこととなります。

Q 2 : 受取人が行方不明の場合、次の順位者が受取人となることができるか。

A 2 : 受取人が行方不明の場合、次の順位者が受取人になることはできません。行方不明者の所在の確認を待って支払請求の手続きを行ってもらうこととなります。

なお、行方不明者の親族又は債権者等が申し立てを行い、家庭裁判所が不在者財産管理人の選任を行った場合は、その不在者財産管理人の請求に基づき不在者財産管理人に対し共済金の支払をすることができます。この不在者財産管理人に関する具体的な取扱いについては、最寄りの家庭裁判所に相談して下さい。

Q 3 : 加入者が死亡した場合の受取人について、同順位者が複数人、例えば同順位者が 3 人で、内 1 人が受取を辞退した場合、その受取は残りの 2 人で受領できると考えてよいか。

A 3 : 受取人の同順位者が複数人の場合、その請求する権利は、例示の場合 3 人が等分にあります

ので、内1人が受取を辞退したその1人分の1/3の請求する権利は消滅することとなりますので、残りの2人が請求することができるのは、それぞれ1/3ずつということになり、2人の合意により等分に、又は受領比率を決め、あるいはどちらか一人に委任して支払請求することができます。

5 受給者の共済金支払請求の手続き

Q 1 : 防災活動に従事中とは、どのような場合をいうのか。

A 1 : 防災活動とは、基本的には女性防火クラブ等の規約で定めた目的に基づいた活動、又は女性防火クラブ等の意思決定に基づく活動のことです。それは、女性防火クラブ等は通常規約により、活動目的及びその目的を達成するための活動を定めており、またクラブ員等が防災活動に従事する場合には、あらかじめ定められた計画あるいは消防機関等との意思を通じて具体的な行動が行われていると解するためです。

ただし、加入者が単に被災者として行動した場合は任務としての防災活動に含まれません。

なお、防災活動には、災害予防、災害応急対策及び災害復旧活動並びに規約に定める総会等組織維持の事業まで含み、当該活動に伴う合理的な経路及び方法による通常の往復を含みます。

Q 2 : 「共済金支払請求書」(別紙様式 11) の「事故状況書」欄の記載は、誰が記載するのか。

A 2 : この欄は、「5W1H」の記載要領で、事務担当者が、加入者本人又は事故状況を確認している関係者から聴取して具体的に記載して下さい。

Q 3 : 入院見舞金の請求時期はいつか

A 3 : 加入者が退院したとき又は入院日数が 120 日を超えたときです。

Q 4 : 共済金の支払請求の時効はいつか

A 4 : 共済金の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。なお、これらを行行使することができる時とは、弔慰金は死亡した日の翌日、重度障害見舞金及び障害見舞金は症状が固定した日の翌日、入院見舞金は退院した日の翌日又は入院日数が 120 日を超えた日です。

Q 5 : 「入院証明書・障害診断書」に「手術名」「手術内容」を記載する理由は何か。

A 5 : この共済においては、手術を受けられたことを直接の事由としての入院見舞金や障害見舞金の支給はありません。まず、この点に御留意下さい。他方、入院見舞金や障害見舞金をお支払いする際には「同一の事故又は疾病」(契約約款第3条・第4条)に該当するか否かを判断する必要があり、入院中に手術を受けられた場合等にあつては「手術」(手術名・手術内容)の欄の記述内容によって判断することとしています。よって、当該欄の記述には、特に正確にご記入いただくようお願いいたします。

Q 6 : 民間の保険会社では「治療内容報告書」や「治療状況報告書」という名称の書類を使用して、領収書・診療明細書などの「医療機関発行の書類のコピー」を提出することで、医師による証明を取り付けることなく入院見舞金の支払請求手続きができる場合があるが、この共済でも同様にできないのか。

A 6 : 保険会社の「治療内容報告書」や「治療状況報告書」を用いて入院見舞金の請求手続きの取扱いを行っていません。

請求手続きの際は、「入院証明書兼障害診断書」(別紙様式 14) の添付が原則ですが、医療機関が発行する書類で以下の〈必要な記載事項〉が1つの書類に明記されているものであれば、様式は問いません。

〈必要な記載事項〉

- (1) 入退院日が明確に記載されていること。(「退院見込み」や「退院予定」といった記載では請求できません。)
- (2) 明確な傷病名が記載されていること。
- (3) 医療機関名、医師名の記載があること。
- (4) 診断日や書類発行年月日の記載があること。(ただし、退院証明書、入院証明書の場合は不要とする。)

ただし、当協会での審査において必要と認める場合、追加の証明書類や医療機関又は医師の押印を求めることもあります。

なお、重度障害見舞金及び障害見舞金については、「症状が固定したとき」に共済金の請求ができるとしておりますが、症状固定は患者の訴えや治療経過等を踏まえて医師が診断するものと思われまので、医師の証明印が押印された診断書をご提出いただくこととしております。

6 入院見舞金について

Q 1 : 同じ事故又は疾病を原因として再入院した場合(入退院を繰り返した場合)、入院見舞金の支給日数はどうなるのか。

A 1 : 加入者が同じ事故又は疾病を直接の原因として、その原因の発生した日から 180 日以内に 10 日又は 20 日以上入院した場合の支給日数は、一回の入院、再度の入院に係わらず、その支給限度日数は一加入年度で通算して 120 日とします。

Q 2 : 同一の原因による入院で 120 日分の入院見舞金が支給されたが、同じ共済期間中に別の原因によりさらに入院した場合、入院見舞金は支給されるのか。

A 2 : 別の原因(事故又は疾病)が発生した日から 180 日以内に 10 日又は 20 日以上入院した場合、入院見舞金は支給されます。

Q 3 : 一加入年度に原因が異なる入退院を繰り返し、各々 10 日又は 20 日以上の日数入院していないが、合計 10 日又は 20 日以上入院日数となる場合に入院見舞金は支給されるか。

A 3 : 入院見舞金は、一加入年度にその原因を問わず通算して 10 日又は 20 日以上入院した場合に支給されます。

Q 4 : 「その原因が発生した日から 180 日以内に病院又は診療所に入院した場合」と約款にあるが、原因が発生した日から最初入院するまでの期間を 180 日以内としているのか、あるいは原因が発生した日から 180 日以内に入院し退院した場合を入院見舞金の支給対象としているのか。

A 4 : 原因が発生した日から最初入院するまでの期間を 180 日以内としています。

Q 5 : その原因が発生した日とはいつか。

A 5 : 事故の場合は事故当日とし、疾病の場合は初診日としていますが、初診日から徐々に症状が悪化し、長い期間を経て入院に至る場合もあるため、ケースごとに審査を行っています。個別にご相談下さい。

Q 6 : 入院中に 3 月 31 日となり、4 月 1 日以降継続加入がない場合の入院見舞金支給日数は、どうなるのか。

A 6 : 入院中に共済契約期間満了日 (3/31) を向え、4/1 以降継続加入がない場合、入院中の 4/1 からの入院日数は、前の加入期間の支給限度日数の残日数に限り支給することとします。ただし、加入期間中の入院日数は 10 日又は 20 日以上あることが必要です。

○ 入院見舞金の事例(防災活動に従事中以外の場合)

(1) 基本

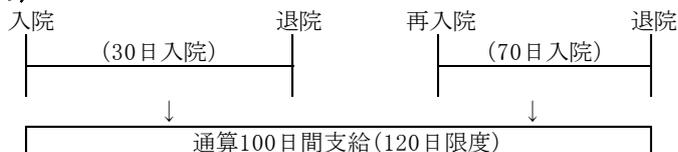
(事例1)

1回の入院で20日以上、入院した場合



(2) 同一の事故または疾病で再入院した場合

(事例2-1)



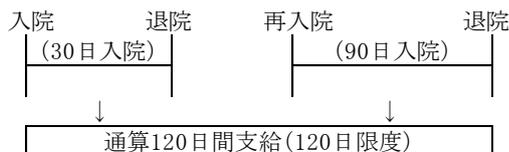
(事例2-2)



(3) 同一の事故、疾病で入院、再入院し(120日分支給済み)、同じ共済期間中に別原因でさらに入院した場合

(事例3)

同一の
事故又は疾病による入院



別の
事故又は疾病による入院



(4) 異なる事故又は疾病で一加入年度中に通算で20日以上入院した場合

(事例4-1)



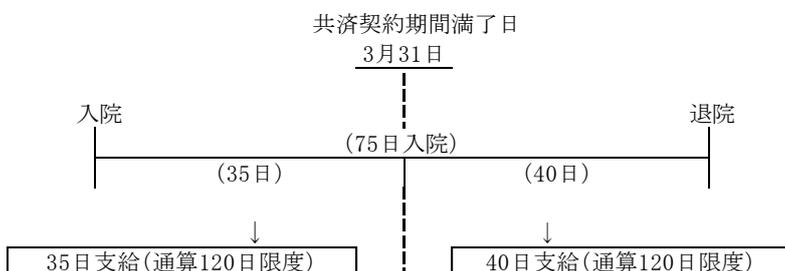
(事例4-2)



(5)入院中に共済契約期間満了となった場合(継続加入している場合)

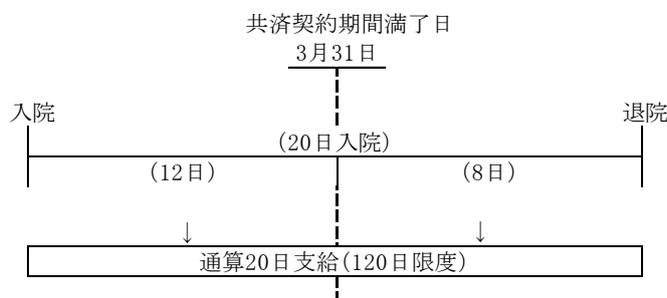
(事例5-1)

共済契約期間満了日(3/31)を跨いでそれぞれの加入年度で入院日数が20日以上の場合
 ➡ それぞれの加入年度の支給限度日数(120日)から支給する。



(事例5-2)

共済契約期間満了日(3/31)を跨いで入院日数が通算20日以上の場合
 ➡ 当年度の12日と次年度の8日を当年度の支給限度日数(120日)から支給する。



(事例5-3)

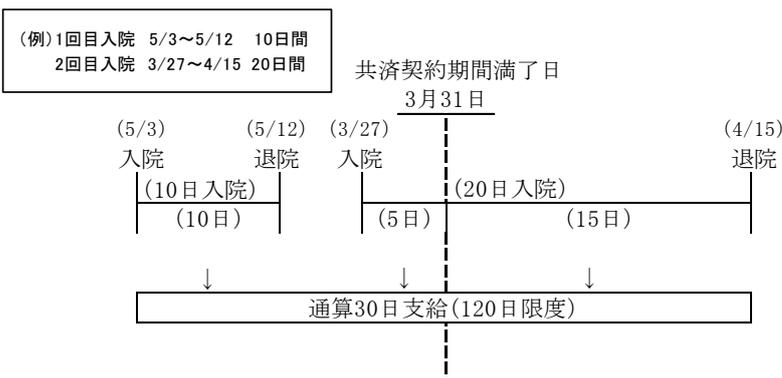
共済契約期間満了日(3/31)を跨いで入院日数が通算20日未満の場合
 ➡ 不支給



※次年度において、12日以上入院した場合、通算入院日数が20日以上になるため、次年度の8日は支給対象となる。

(事例5-4)

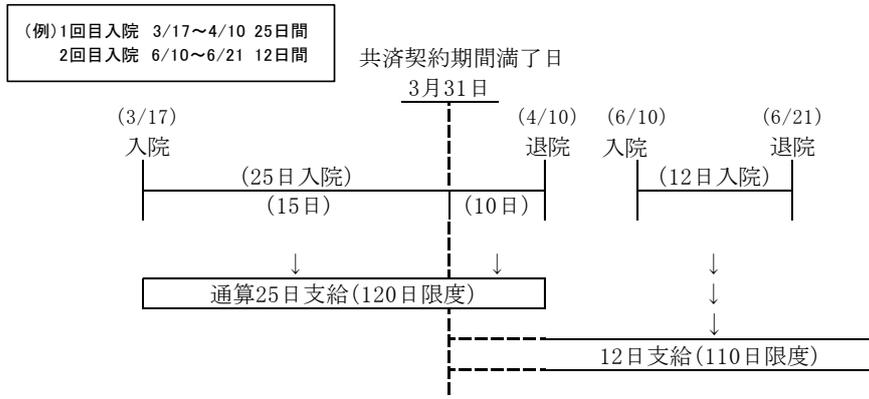
共済契約期間満了日(3/31)を跨いで2回以上の入院で通算20日以上の場合①
 ➡ 1回目と2回目の通算入院日数が20日以上あることから次年度分の15日を当年度の支給限度日数(120日)の中から支給する。



(事例5-5)

共済契約期間満了日(3/31)を跨いで2回以上の入院で通算20日以上の場合②

- ▶ 当年度の15日と次年度の10日を暫定的に当年度の支給限度日数(120日)から支給する。
2回目の請求により次年度の通算入院日数が20日以上となるため、暫定的に支給している10日を次年度に振り替え、次年度の支給限度日数(120日)より差し引いた110日の中から12日を支給する。

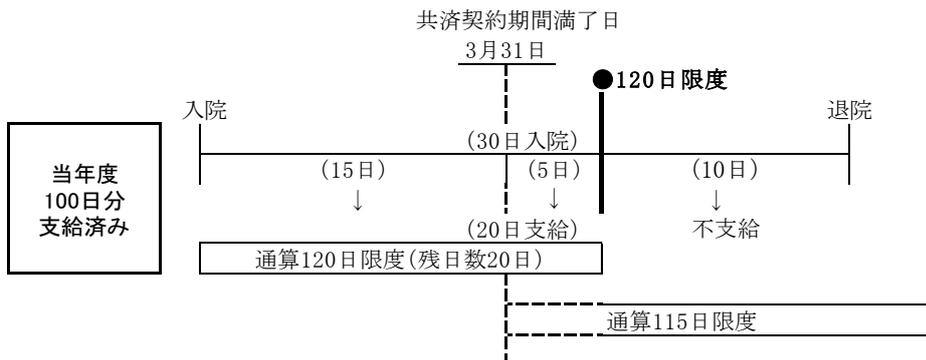


(事例5-6)

入院途中で支給限度日数120日に達する場合

- ▶ 当年度の15日と次年度の15日を暫定的に当年度の支給限度日数(120日)から支給することになりますが、当年度からすでに100日を支給していることから、支給限度日数(120日)から差し引いた残日数20日分のみを支給する。

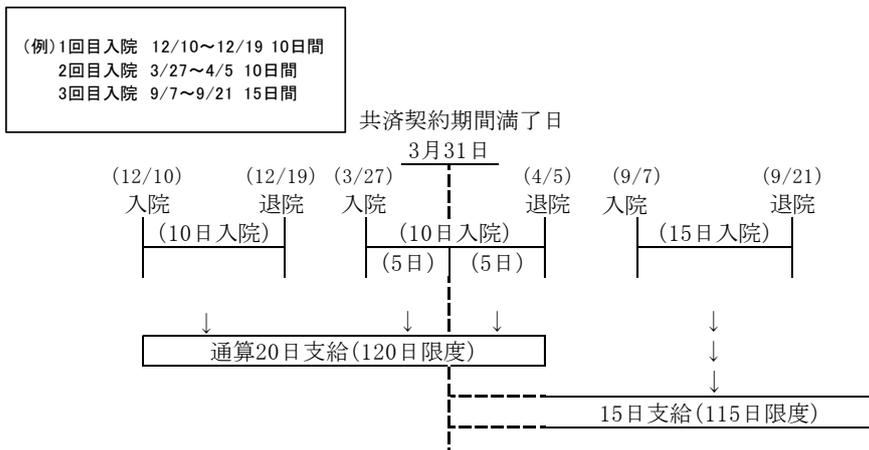
次回、次年度において5日以上入院した場合、通算入院日数20日以上になるため、暫定的に支給した5日を次年度の支給限度日数(120日)から差し引いた115日から不支給の10日分及び以降の入院日数を支給する。



(事例5-7)

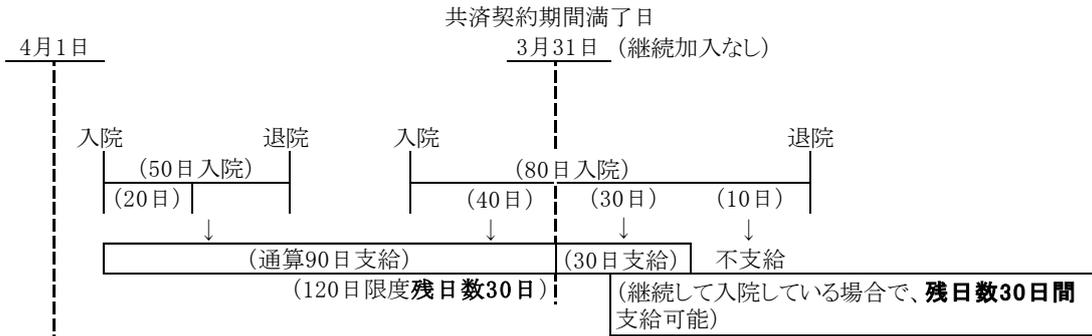
共済契約期間満了日(3/31)を跨いで、それぞれの加入年度の2回以上の入院で通算20日以上の場合

- ▶ 当年度の15日と次年度の5日を暫定的に当年度の支給限度日数から支給する。
1回目及び2回目の請求により通算入院日数が20日以上となるため、当年度15日と次年度5日を暫定的に当年度の支給限度日数(120日)より支給する。
3回目の入院請求により次年度の通算入院日数20日以上となるため、暫定的に支給している5日を次年度に振り替え、次年度の支給限度日数(120日)から差し引いて、115日から15日を支給する。

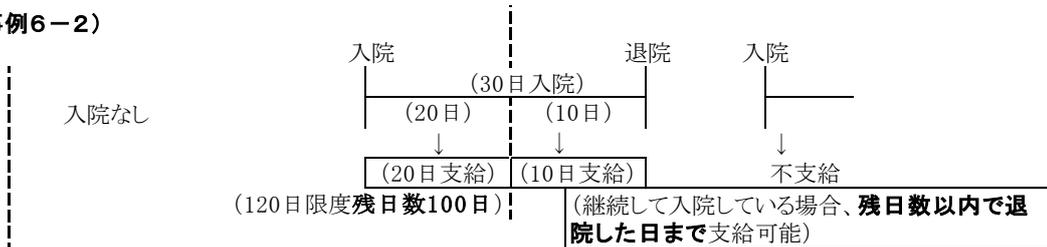


(6)入院中に共済契約期間満了日となった場合(継続加入していない場合)

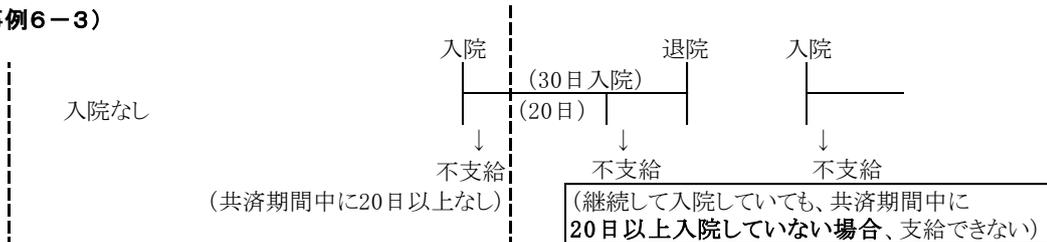
(事例6-1)



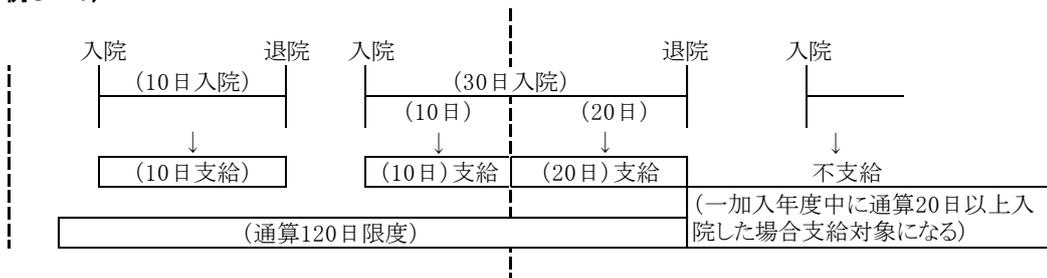
(事例6-2)



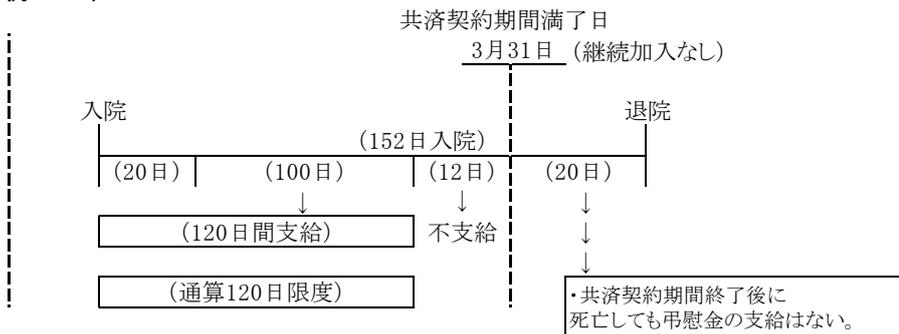
(事例6-3)



(事例6-4)



(事例6-5)



7 障害見舞金の症状固定について

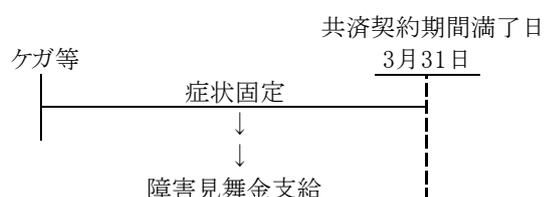
Q 1 : 継続加入はないが、加入期間中の事故、又は疾病を原因として、加入期間満了後に治ったときに障害の等級に該当した場合、障害見舞金は支給されるのか。

A 1 : 障害見舞金は、加入期間中に事故により負傷し、又は疾病にかかった場合に支給いたします。加入期間中に症状固定しないまま共済契約期間満了日を迎え、継続加入しなかった場合は 3/31 から起算して 180 日以内に医師が症状固定の診断又は 180 日目の時点での障害状態の診断をみて該当する障害見舞金を支給いたします。

○ 障害見舞金の事例

(1) 基本

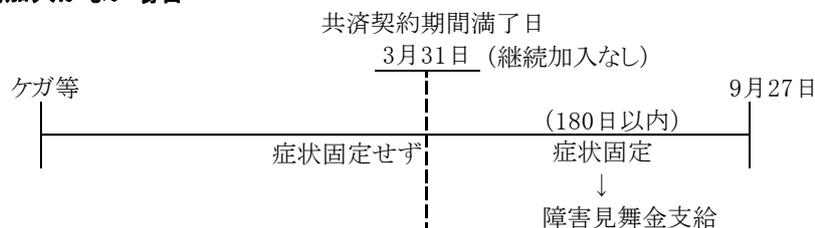
(事例1)



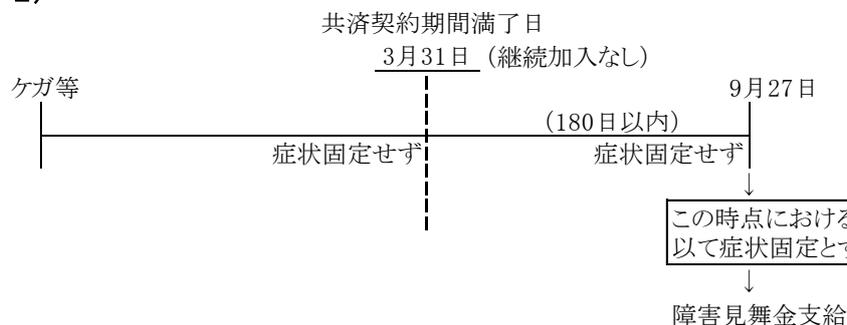
(2) 共済契約期間中のケガ等により共済契約期間満了日(3/31)までに症状固定しなかった場合

(事例2-1)

継続加入がない場合



(事例2-2)



8 共済金を支給できない場合

Q 1 : 共済金を支給できない場合に、「飲酒を原因とする事故の場合」とあるが、飲酒による場合は、どのような場合でも支払請求することはできないということなのか。

A 1 : 飲酒について、一般の生命保険の契約約款においては、飲酒事故について個別に言及せず、「故意又は重大な過失」による事故については給付を行わないこととされています。これは保険における一般的、基本的な考え方ではないかと考えられ、これまでの女性防火クラブ員等福祉共済における飲酒に関連する事故についての判定事例も全体を通してみればこれによっているものと考えられます。今後においてもこれを踏襲することとし、飲酒や事故の態様からみて「故意又は重大な過失」による事故とみられる事例については給付を行わないこととし、この考え方のもとに個別の事例についての判定を行うこととします。

飲酒事故に該当すると思われる事案が発生した場合は、できるだけ具体の事故状況等を記載した書面をもって、事前に日本消防協会に報告し協議して下さい。

9 共済金の支払い

Q 1 : 共済金の支払は、「共済金の「支払請求書等」が日本消防協会に到着した日の月の翌月 25 日を目途として都道府県消防協会の指定する金融機関に払込みます。」とあるが、受取人が共済金を受領できるのはさらに日数を要している。保険会社や他の共済では、もっと早く受取人に支払われているようである。この共済ももう少し早く受取人が受給できるようにできないのか。

A 1 : この共済は、低廉な掛金でこれまでの共済金の給付水準を維持するため、日本消防協会は都道府県消防協会の協力を得ながら、掛金の受入から共済金の支払いまで最小の事務体制で行っております。その中でも少しでも早く支払いをと考え、これまでの「支払請求書等」が日本消防協会に到着した日の月の「翌月末までに」を「翌月 25 日を目途に」としました。これからも少しでも早く支払えるよう努めていきたいと考えています。

Q 2 : 共済金の給付を受けてから、その共済金を返戻しなければならない場合はあるか

A 2 : 契約約款第 6 条（共済金を支給できない場合）の各号、第 19 条（詐欺による取消）、第 20 条（不法取得目的による無効）、第 22 条（告知義務違反による解除）及び第 24 条（重大事由による解除）のいずれかに該当することが判明したときは、既に支払った共済金の返戻を求めるとなります。

10 共済契約申し込み及び掛金払い込みの猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合の取扱い

Q 1 : 「共済契約申込及び掛金払い込み（以下、この項において「掛金払込等」といいます。）の猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合、日本消防協会に掛金払込等のあったことを確認してから共済金を支払います。」とあるが、これまでどおり、掛金等の払い込みが遅れていても継続して加入することの意思表示を行って支払いを受けることはできないのか。

A 1 : 共済金の支払いは、掛金払込等のあったことを確認してからとなるのは、やむを得ないと考えています。ただし、市町村又は女性防火クラブ等から都道府県消防協会に掛金払込等を行って頂き、都道府県消防協会において、例えば他の女性防火クラブ等の取りまとめを待たず、日

本消防協会に対して個別に女性防火クラブ等の掛金払込等を行って頂ければ、少しでも早く支払い手続きができますので、都道府県消防協会ともよく相談して頂きたいと考えています。

なお、この猶予期間及び猶予期間中の共済金の支払いは、これまでは、ともに運用により行っていたところですが、これらのことを明確に規定して認可を得ているという経緯もありますので、規定に基づいた支払いとすることについてご理解方お願いします。